

# 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

(所得税、相続税、贈与税、個人住民税)

## 1. 現状

- 平成18年の医療法改正を踏まえ、持分なし医療法人への移行を進めているが、持分なし医療法人への移行の障害のひとつに財産権を放棄することに対する抵抗感がある。
- 持分なし医療法人には、金銭等の財産を基金として拠出することで資金調達を行う「基金拠出型医療法人」があり、基金拠出型であれば、財産権を放棄することなく持分なし医療法人への移行が可能となる。
- しかしながら、基金として拠出する際に、その一部が配当所得とみなされ課税され、基金の相続時には相続税等もかかるため、円滑な移行に障害が生じている。

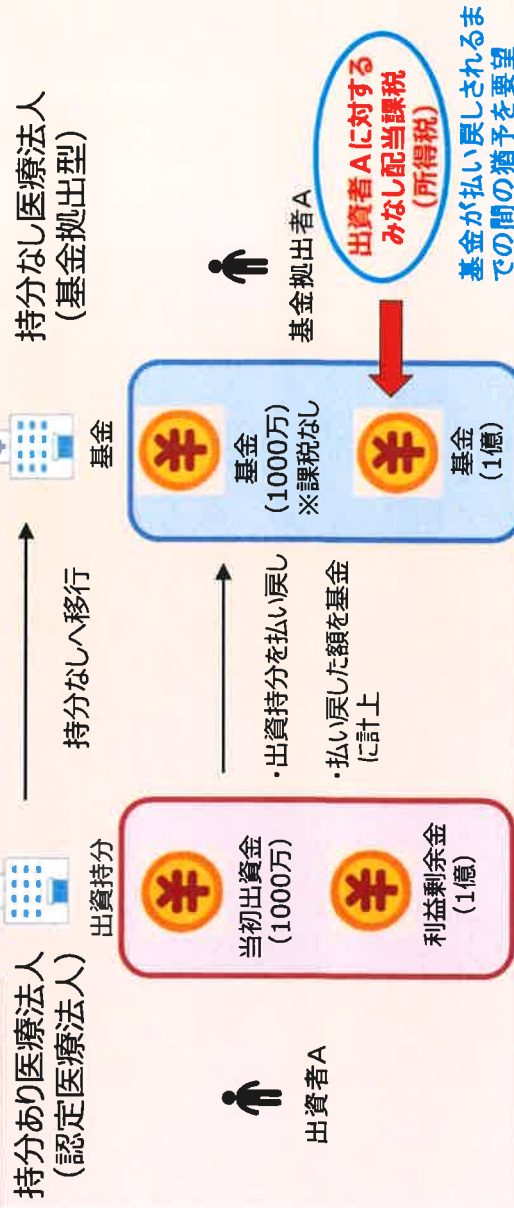
## 基金拠出型医療法人

- 持分なし医療法人のなかで、法人の資金調達手段として定款中に基金に関する条項を持つもの。
- 基金とは、法人設立等にあたり拠出された金銭等の財産を指し、法人は定款の定めるところにより拠出者に返還義務を負う。
- 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

## 2. 要望内容

- 基金拠出型医療法人への移行を促進するため、以下の税制要望を行う。
- 持分の払い戻しが経営に与えるリスクの高い医療法人について、持分あり医療法人が基金拠出型医療法人へ移行した場合の、出資者に対するみなし配当課税を猶予
- 基金拠出型医療法人への移行後、相続・贈与発生時の基金にかかる相続税・贈与税を猶予

## 移行時



## 移行後

<相続・贈与が発生した場合>

